

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 資格審査の概況

1 新規係属性数

令和6年中に全労委に係属した新規係属性数は452件で、5年に比べ3件増加した。

新規係属性数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが243件で、5年に比べ42件減少している。なお、全体に占める割合は54%となっている。
(第40表及び巻末統計表第20表参照)

第40表 資格審査新規係属性数及び構成比率（全労委）

(単位:件、%)

区分		件数					構成比率				
事項	年	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6
		新規係属性数	575	479	462	449	452	100	100	100	100
内訳	委員推薦	168	128	173	121	156	29	27	37	27	35
	不当労働行為	344	298	244	285	243	60	62	53	63	54
	法人登記	56	47	38	37	42	10	10	8	8	9
	総会決議	4	6	2	6	10	1	1	0	1	2
	協約拡張適用	3	0	5	0	1	1	-	1	0	0

(注) 構成比率が四捨五入し0%となる場合は、0%と表示している。

このほか、委員推薦が156件で35件の増加、法人登記に伴うものは42件で5件の増加、総会決議に伴うものが10件で4件増加している。

そのうち、中労委における新規係属性数は91件で、委員推薦に伴うものが28件、不当労働行為の再審査申立てに伴うものが63件となっている（巻末統計表第22表参照）。

2 審査

令和5年からの繰越件数504件、新規係属性数452件の合計956件のうち、適格決定345件、取下又は打切180件、不適格3件で合計528件が終結し、428件が7年に繰り越された（巻末統計表第20表参照）。

適格決定がなされた345件の内訳は、委員推薦に伴うもの160件、不当労働行為救済申立てに伴うもの142件、法人登記に伴うもの34件、総会決議に伴うもの9件、労働協約の拡張適用に伴うもの0件となっている（巻末統計表第21表参照）。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは2件である（巻末統計表第22表参照）。

第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越し事件、令和6年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第23表参照）。

第3節 労働協約の拡張適用

労組法第18条に基づく労働協約の拡張適用についてみると、前年からの繰越し事件、令和6年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第24表参照）。